公社等外郭団体改革進行管理表

<table>
<tr><td>公　社　名</td><td colspan="2">一般社団法人
高知県農業用廃プラスチック処理公社</td><td>主管課名</td><td>環境農業推進課</td></tr>
<tr><td>役　割</td><td colspan="4">農業用廃プラスチック類の処理に係る負担の軽減、適正処理による環境保全に資する全県的な農業用廃プラスチック類の回収・処理事業の実施</td></tr>
<tr><td>改革の方向性</td><td>・団体の今後の在り方検討
・健全経営の確保</td><td>主な事業内容</td><td colspan="2">農業用廃プラスチック類（廃ビニール等）の回収、処理</td></tr>
<tr><td>令和７年度までの取組実績</td><td colspan="2">１　事業運営改善計画
・生産者数の減少や高齢化に伴う農業用廃塩化ビニール回収量の減少に対応するため、平成24年４月より回収処理費を見直した（廃農ビ・廃農ポリそれぞれ１円/kgの値上げ）。
・その後、平成30年４月より回収処理費を見直し（廃農ビ6.5円/kg・廃農ポリ5円/kgの値上げ）、さらに令和３年、令和４年、令和５年にかけて段階的に処理費の改定を行った（廃農ビ10円/kg・廃農ポリ7円/kgの値上げ）。
・ポリ系フィルムの再生処理について地域の農協を限定し実施。
・土地登記整備計画において、平成22年度から土地の整備（土木工事）を実施、高知市から現状を追認する形で開発許可を得る（登記は平成25年4月完了）。
・敷地内に残る在庫農ポリの処理（約3,000t期限：平成26年12月）について、平成26年12月31日をもって処理完了。

２　組織・体制の見直し
・常勤専務理事を非常勤（高知県農業協同組合（以下「JA高知県」という。）専務が無報酬で兼務）にするとともに、プロパー職員の退職に伴い、平成16年度からは事務局を高知県園芸農業協同組合連合会（平成31年度からJA高知県）出向職員１名の体制とするなど、組織体制の見直しを行った。
・平成25年４月の一般社団法人への移行に伴い、これまで18名（理事16名、監事２名）だった役員数を11名（理事９名、監事２名）に見直した。

３　その他
・産業廃棄物の処理は、排出者である農家が行うものという原則にたち、排出責任の認識を高めるように普及啓発活動を実施。</td><td>経営課題等</td><td colspan="2">【経営課題】
・ 独立採算の維持
・ 廃プラスチック収集量の確保
・ 回収処理コストの見直し
・ 民間事業者への業務移管の検討

【平成17年３月 改革方針の概要】
社団は、農業用廃プラスチック類を広域的に再生処理することにより、自然環境の保全と施設園芸の一層の発展を図ることを目的に設立された。
現在、県下の農業用廃塩化ビニールは、ほぼ100%再生処理され、全国的にも優良事例として認められており、環境行政の観点からも、この再生処理システムは継続させる必要がある。
社団は、ビニールを回収するための調整事務等を行っている事務職員一名体制で、再生処理は民間企業に委託している実態にあり、昭和48年以来、システムとして既に確立されていると考えられることからも、将来的には民間事業者に業務を移管することも検討する。
その際は、排出事業者(農家）に対する適正処理に向けた啓発・指導は環境保全や資源循環への取り組みとして、県が関与し再生処理システムを維持させる。</td></tr>
<tr><td colspan="5">【令和8年度以降の取組方針】

・公社の運営・農業用廃プラスチック類の回収に対する理解と協力を深めるため、市町村協議会及びJAと連携したブロック別協議会の開催（県内4地域）及び農業者へのチラシの配布を行う。
・設置後50年以上を経過し老朽化している施設の実態を踏まえ、優先度に応じた段階的な補強工事を含めて、専門家の意見も聞きつつ、具体的な検討を進める。
・県内における農業用廃プラスチック類の回収量や再生処理量が年々減少している中で、農業者の負担の増加を回避し、適性な回収と再生処理の仕組みを継続していくために、公社が農業用廃プラスチック類の再生処理を委託している事業者が安定操業を継続することが極めて重要であることから、県外からの農業用廃プラスチック類の受け入れ拡大の取り組みに協力していく。</td></tr>
</table>